

北通り3町村における合併協議の経緯等について

- むつ市、下北郡全町村（7町村）、上北郡横浜町での協議開始から
～北通り3町村離脱までの動き

H14.05.29	<p>「むつ下北地域市町村合併共同研究会」設置 (むつ市、下北郡7町村、上北郡横浜町の9市町村長で構成) • 県と共同で将来構想策定</p>
H15.03.24	<p>「むつ下北地域任意合併協議会」設置 (むつ市、東通村を除く下北郡6町村、上北郡横浜町の8市町村で構成) • 5回の協議会を開催し、新市将来構想を策定</p>
H15.08.12	8市町村で法定協議会を設置することに合意
H15.09.18	<p>大間町議会が法定協議会設置議案を否決 他の7市町村は可決</p>
H15.09.26	8市町村長会議において10月中の法定協議会設置に向けて再度議案を提出することに合意
H15.10.31	<p>8市町村臨時議会で法定協議会設置議案を可決 「むつ下北地域合併協議会」設置 • 9回の協議会を開催 <合併方式＝むつ市に編入合併、合併期日＝平成17年1月中旬まで、新市事務所位置＝むつ市役所></p>
H16.04.26	<p>大間町議会において大間町長が提案した8市町村での合併を求める議案を否決（賛成5、反対10） 大間町長が協議会からの離脱を申し入れ</p>
H16.05.07	協議会において大間町の離脱を了承
H16.05.29	大間町を除く7市町村長会議において協議会を廃止し、7市町村による新しい法定協議会を設置することで合意
H16.06.08	8市町村議会の6月定例会等で協議会廃止議案を可決

～11	大間町を除く7市町村議会に提案された新協議会設置議案について、3町村議会（風間浦村、佐井村、横浜町）で否決
H16.06.11	「むつ下北地域合併協議会」廃止 (その後、むつ市、川内町、大畠町、脇野沢村で協議会を設置し、むつ市に編入合併)

○ 北通り3町村での合併協議の動き

H16.08.18	風間浦村議会、佐井村議会が大間町議会に対し、3町村合併についての協議を申し入れ
H16.09.21	風間浦村議会、佐井村議会の申し入れに対し大間町議会が「現時点では必要ない」旨回答
H16.10.07	風間浦村長、佐井村長が大間町長に対し、3町村合併についての協議を申し入れ
H16.10.29	風間浦村長、佐井村長の申し入れに対し大間町長が「協議する場は設置しない」旨回答
H16.12.26	大間町長選挙（金澤新町長就任 H17.1.19～）
H17.01.31	風間浦村議会、佐井村議会が大間町議会に対し、3町村合併についての協議を申し入れ
H17.02.01	佐井村長が大間町長に対し、3町村合併についての協議を申し入れ
H17.02.07	大間町議会が合併特別委員会を設置
H17.02.16	佐井村長の申し入れに対し大間町長が「協議する場は設置しない」旨回答
H17.02.16	風間浦村議会、佐井村議会が大間町議会に対し、3町村議会の全員議員で構成する懇談会設置を申し入れ
H17.02.23	大間町議会、風間浦村議会、佐井村議会の全議員による懇談会開催 3町村合併検討研究会の設置を決定

H17.02.24	3町村合併検討研究会が3町村長に対し、合併特例法の期限である3月末までの合併申請を視野に入れた法定協議会の設置を要請
H17.02.27	風間浦村が住民説明会を開催
H17.03.01 ～03	3町村合併検討研究会の要請に対し、3町村長が「法定協議会（*平成17年度中の合併のための協議会）を設置しない」旨回答
H17.03.15	北通り3町村市町村合併共同研究会（3町村長で構成）設置
H17.03.29	佐井村が住民説明会を開催
H17.04.17	佐井村長選挙
[3町村住民発議（合併特例法第4条の2）の経緯] (大間町、風間浦村、佐井村3町村での合併協議会設置を求める請求)	
H17.03.02 ～04	各選挙管理委員会が選挙権を有する者の総数の50分の1の数を告示 ・大間町 105人／5242人 ・風間浦村 47人／2338人 ・佐井村 50人／2492人
H17.03.09	3町村の住民代表が3町村長に対し同一請求代表者証明書の交付を申請
H17.04.15 ～ 05.06	各選挙管理委員会が有効署名総数を告示 ・大間町 196人 ・風間浦村 72人 ・佐井村 605人
H17.04.15 ～ 05.09	各町村長に合併協議会設置請求書提出
H17.06.08 ～ 06.14	各町村長が合併協議会設置議案を各議会に付議 ・大間町 可決（賛成7、反対6、欠席2） ・風間浦村 可決（賛成6、反対5） ・佐井村 可決（賛成11、反対0）

議案に付した長の意見書の内容

・大間町長 〈町単独〉

北通り3町村合併協議会の設置については、市町村の合併の特例に関する法律に基づく住民の直接請求であり、大間町民の将来に関わる重要な問題として受け止め、鋭意検討を重ねてきたところであります。

その結果、北通り3町村は歴史的にも地理的にも密接な関係を保ち、あらゆる分野で協力を重ねてきたところであり、今後も必然的に継続されるものと考えます。

しかしながら、大間町にとって、3町村合併による将来的に自立した地域社会を構築するには財政的にも非常に困難であると判断されます。

一方、大間町は、自主自立できる地域社会を目指した先人の勇気ある決断により未来に希望を持てる状況にあります。

のことから、先人の志を実現するため、今こそ、自立して確固たる自治体の基礎を築くべきであると考え、合併協議会の設置については反対であります。

・風間浦村長 〈むつ市を中心とする広域合併〉

少子高齢化への対応、行財政基盤の安定、確保を図り、もって住民福祉の充実、強化のための自己決定と自己責任による自治体の構築等を推進する観点から、私はこれまでむつ市を中心とする広域合併が将来の風間浦村民の福祉に期することを理念として取り組み、村行政の責任者としてその姿勢は今も変わることはありません。

しかしながら、住民発議に基づく本案につきましては、風間浦村民の将来に係わる重要な問題であり、合併の是非も含めあらゆる課題、事項を検討協議する場を設けることは意義深く、住民発議の趣旨を重く受け止めております。

また、一方ではむつ市を合併対象市町村とする直接請求による所定の手続きも進められており、今日までの合併に係る経緯を十分斟酌戴き、北通り3町村合併協議会の設置につきましては、住民を代表されます議会の御判断を真摯に受け止め対処して参りたいと存じます。

・佐井村長 〈北通り3町村による合併〉

地方分権の推進、生活圏の拡大、少子高齢化社会への対応、新たな行政課題への対応、厳しい財政状況への対応等、過疎の一自治体だけでは限界があり、広域的な枠組みでの取り組みが必要不可欠となっている今日、市町村合併は課題解決の有力な手段と考えております。

本日、法定協議会設置を求める請求により付議された本議案は、長年、北通り3町村が歴史、文化で培った住民連帯の表れであり、生活圏を共にしてきた3町村合併への住民の強い期待感、熱い思いとして受け止めております。

夢のある北通り地域の将来展望を実現するため、「北通り3町村合併協議会」の設置は、その第一歩であると考えております。

H17.06.15 3町村長が合併協議会設置協議書を締結
H16.06.20 北通り3町村合併協議会設置

	[風間浦村住民発議（合併特例法第4条）の経緯] (むつ市との合併協議会設置を求める請求)
H17.03.04	風間浦村選挙管理委員会が選挙権を有する者の総数の50分の1の数を告示 47人／2338人
H17.03.11	住民代表が村長に対し請求代表者証明書の交付を申請
H17.04.05	風間浦村選挙管理委員会が有効署名総数を告示 291人
H17.04.15	風間浦村長に合併協議会設置請求書提出
H17.04.27	風間浦村長からむつ市長に対し合併協議会設置請求があった旨を通知
H17.07.22	むつ市長から風間浦村長に対し合併協議会設置について市議会に付議しない旨回答

○ 合併協議会の開催状況

H17.07.15 8回の協議会を開催
～ 11.28 協定項目数46 うち協議確認済み項目数17
(主な協定項目の確認内容)
・合併の方式＝大間町に編入合併
・合併の期日＝平成18年10月1日
・新町の名称＝大間町
・新町の事務所の位置＝現大間町役場
・議会の議員の定数及び任期の取扱い＝16人（法定上限数：22人）
在任特例を適用（任期：平成19年4月29日まで）

合併協議の経緯

法定協議会の名称	五戸町・倉石村合併協議会
----------	--------------

構成市町村	五戸町、倉石村
-------	---------

法定協議会の経緯	
年月日	内容
13年 6月 1日	五戸地方合併協議会設置(五戸町、倉石村、新郷村)
14年 3月27日	合併重点支援地域に指定
14年10月31日	新郷村が枠組みより離脱し、五戸地方合併協議会解散
14年11月22日	2町村による法定協議会設置議案を可決
14年12月 1日	五戸町・倉石村合併協議会設置(五戸町、倉石村)
14年12月 2日	第1回合併協議会開催
15年 1月24日	第2回合併協議会開催
15年 2月20日	第3回合併協議会開催
15年 3月25日	合併重点支援地域を変更(新郷村の区域を解除)
15年 6月27日	第4回合併協議会開催
15年 7月30日	第5回合併協議会開催
15年 8月27日	第6回合併協議会開催
15年 9月26日	第7回合併協議会開催
15年11月26日	第8回合併協議会開催(合併の方式を決定「編入合併」)
	" (合併期日の決定「平成16年7月1日」)
	" (新町の名称を決定「五戸町」)
	" (新町の事務所の位置を決定「現五戸町役場」)
15年12月 5日	第9回合併協議会開催
15年12月16日	第10回合併協議会開催
16年 1月15日	第11回合併協議会開催
	合併協定調印式
	両町村議会において合併関連議案を提案、可決
16年 1月28日	県知事へ合併申請
16年 3月22日	合併議案を県議会で可決
	総務大臣への届出
16年 4月12日	合併告示
16年 5月17日	第12回合併協議会開催
16年 7月 1日	合併施行

法定協議会の名称	八戸地域合併協議会
----------	-----------

構成市町村	八戸市、田子町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、新郷村
-------	---------------------------------

法定協議会の経緯	
年月日	内容
平成12年12月4日	八戸市長が周辺13町村長(三戸郡10町村、上北郡百石町・六戸町、下田町)に対して任意合併協議会の設置を呼び掛け
平成12年12月15日	階上町で住民発議による八戸市との法定合併協議会の設置請求
	H13.2.27 八戸市議会において合併協議会設置議案を可決
	H13.3.15 階上町議会において合併協議会設置議案を否決

年月日	内容
平成13年7月26日	「八戸市・階上町・福地村・南郷村合併検討協議会」(任意)を設置
平成13年8月8日	第1回合併検討協議会開催
平成13年10月5日	第2回合併検討協議会開催
平成13年12月10日	八戸市長が平成17年3月の合併特例法の期限を見据えながら、三八、上北の14市町村による合併を推進していく考えを表明
平成13年12月14日	名川町長が八戸市長に対して、合併検討協議会への参加を申し入れ
平成14年1月11日	八戸市長が14市町村による合併構想を階上町長、福地村長、南郷村長に説明し、了承。また、名川町について、平成14年度から合併検討協議会に参加させることで4市町村長が一致
平成14年2月6日 ～7日	八戸市長が、合併検討協議会に参加していない周辺9町村長(三戸郡三戸町、田子町、南部町、五戸町、倉石村、新郷村、上北郡百石町、六戸町、下田町)に対して、協議会への参加を呼び掛け
平成14年2月12日	第3回合併検討協議会開催
平成14年2月26日	田子町長及び南部町長が八戸市長に対して、合併検討協議会への参加を申し入れ。平成14年度から合併検討協議会に参加させることで5市町村長が一致
平成14年4月1日	田子町、名川町、南部町が合併検討協議会へ参加。名称を「八戸地域合併検討協議会」に変更
平成14年4月24日	第4回合併検討協議会開催
平成14年7月22日	第5回合併検討協議会開催
平成14年8月29日	第6回合併検討協議会開催
平成14年10月9日	新郷村長が八戸市長に対し、法定協議会への移行時期に合わせて参加したい旨申し入れ
平成14年10月21日	第7回合併検討協議会開催
平成14年11月25日	階上町臨時議会で、合併検討協議会を構成する7市町村での合併の賛否を問う住民投票を実施する条例案を可決
平成15年2月9日	階上町で住民投票を実施(投票率54.1%、「賛成」3,283票、「反対」2,897票)
平成15年2月24日	第7回合併検討協議会開催(新郷村を含めた8市町村による法定の合併協議会設置を合意)
平成15年4月1日	8市町村による「八戸地域合併協議会」(法定)を設置
平成15年4月10日	第1回合併協議会開催
平成15年8月5日	第2回合併協議会開催(合併期日を「H17. 1. 1」に決定)
平成15年9月1日	第3回合併協議会開催(合併方式を「八戸市に編入」に決定)
平成15年10月28日	第4回合併協議会開催(新市の名称を「八戸市」に、事務所の位置を「現八戸市庁」に、それぞれ決定)
平成15年11月27日	第5回合併協議会開催
平成15年12月19日	第6回合併協議会開催
平成16年1月20日	第7回合併協議会開催
平成16年2月23日	第8回合併協議会開催
平成16年4月13日	階上町議会において、階上町長が提案した八戸地域での合併を求める議案を8対9で否決。階上町長が八戸市長(合併協議会会长)に合併協議会からの離脱を申し入れ
平成16年5月21日	八戸地域合併協議会の構成7市町村長による会議を開催。階上町議会の結果を受け、階上町が離脱を申し入れたことにより、八戸地域合併協議会を平成16年6月30日付けで廃止することに同意。
平成16年6月7日	第9回合併協議会開催。合併協議会廃止(平成16年6月30日付け)を承認
平成16年6月11日 ～21日	8市町村の議会において、協議会廃止議案を提案可決
平成16年6月30日	合併協議会を廃止
平成16年9月27日	枠組みを変更し、新たに八戸市及び南郷村による「八戸市・南郷村合併協議会」(法定)を設置
平成16年10月25日	枠組みを変更し、新たに名川町、南部町及び福地村による「名川・南部・福地合併協議会」(法定)を設置

合併協議の経緯

法定協議会の名称	津軽南地域市町村合併法定協議会
構成市町村	弘前市、黒石市、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、平賀町、常盤村、田舎館村、碇ヶ関村
法定協議会の経緯	
年月日	内容
平成14年2月18日	津軽広域連合を構成する14市町村の市町村長による合併に関する意見交換会を開催(弘前市、黒石市、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碇ヶ関村、板柳町)
平成14年4月15日	担当課長をメンバーとする「津軽南地域市町村合併研究会」を設置。第1回研究会開催
平成14年5月23日	第2回研究会開催
平成14年6月27日	第3回研究会開催
平成14年7月19日	第4回研究会開催
平成14年8月21日	第5回研究会開催
平成14年8月28日	14市町村長による意見交換会において、H14年10月末に任意の合併協議会を設置することで合意
平成14年10月21日	第6回研究会開催
平成14年10月31日	「津軽南地域市町村合併協議会」(任意)を設置
平成14年12月5日	第7回研究会開催
平成14年12月14日	第1回合併協議会開催
平成15年1月28日	第2回合併協議会開催
平成15年2月26日	第3回合併協議会開催
平成15年3月24日	第4回合併協議会開催
平成15年7月8日	第5回合併協議会開催
平成15年9月29日	市町村長会議において、浪岡町と板柳町を除く12市町村で法定の合併協議会を設置することで合意
平成15年10月1日	合併協議会準備事務局を設置
平成15年11月7日	「津軽南地域市町村合併法定協議会」(法定)を設置
平成15年11月30日	第1回合併協議会開催
平成15年12月24日	第2回合併協議会開催
平成16年2月5日	第3回合併協議会開催(合併方式を「新設合併」に決定)
平成16年2月27日	第4回合併協議会開催(事務所の位置を「現弘前市役所」に、新市の名称を「弘前市」に、それぞれ決定)
平成16年3月29日	第5回合併協議会開催
平成16年4月26日	第6回合併協議会開催
平成16年5月11日	第7回合併協議会開催
平成16年6月20日	第2小委員会第7回会議開催(議員の定数及び取扱いについて結論が出ず、協議会全体会議に持ち越し。弘前市を除く11市町村が在任特例を主張。)
平成16年7月9日	第8回合併協議会開催(議員の定数及び任期の取扱いについて調整がとれず、合併協議会廃止を確認)
平成16年7月31日	合併協議会を廃止
平成16年10月11日	枠組みを変更し、新たに藤崎町及び常盤村による「藤崎・常盤まちづくり協議会」(法定)を設置
平成16年10月29日	枠組みを変更し、新たに平賀町、尾上町及び碇ヶ関村による「平賀・尾上・碇ヶ関合併協議会」(法定)を設置
平成16年12月16日	枠組みを変更し、新たに弘前市、岩木町及び相馬村による「弘前・岩木・相馬市町村合併協議会」(法定)を設置